

事務連絡
平成 29 年 4 月 3 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

一定の基準を満たす認可外保育施設の管理下における児童の災害に対する
独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の実施について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 8 号）」が議員立法により成立し、平成 29 年 4 月 1 日から、一定の基準を満たす認可外保育施設の管理下における児童の災害が、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となりました。

貴課におかれましては、このことについて、認可外保育施設の設置者・管理者等に対する周知を行っていただきますとともに、広報誌やホームページへの掲載等による周知についても御協力をお願いいたします。あわせて、管内市町村においても同様に周知が行われるよう、御配慮をお願いいたします。

また、本日付で、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事等あて別添 1 のとおり通知されておりますので情報提供いたします。

なお、平成 27 年度から災害共済給付制度の対象となった家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業については、認可保育所に比べ加入率が低い状況であることから、これらの事業者に対し、改めて制度の周知徹底をお願いいたします。

<参考>一定の基準を満たす認可外保育施設とは、以下の全てを満たす施設です。

- ・認可外保育施設指導監督基準を満たしていること
- ・子どものための教育・保育給付費補助金（認可化移行運営費支援事業）の交付を受けており、認可化移行計画を策定の上、認可の施設・事業への移行を目指していること
- ・移行を目指す認可の施設・事業と同様の施設・設備基準を満たしていること
- ・職員配置について、移行を目指す認可の施設・事業ごとに、それぞれ別添 2 の基準を満たしていること

※独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の詳細については、同センターホームページ「学校安全 Web」を御参照いただきますようお願いいたします。

<http://www.jpnsport.go.jp/enzen/saigai/qa/tabid/99/Default.aspx>

※今回の法改正により制度の対象となった企業主導型保育施設については、内閣府より、本日付で別添 3 のとおり、公益財団法人児童育成協会への周知が行われておりますので情報提供いたします。